

住宅用家屋証明書

北総税証第

号

年

月

日

北本市長 三宮幸雄

租税特別措置法施行令	{	(イ)第41条	特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外 (a) 新築されたもの (b) 建築後使用されたことのないもの
		(ロ)第42条第1項	特定認定長期優良住宅 (c) 新築されたもの (d) 建築後使用されたことのないもの 認定低炭素住宅 (e) 新築されたもの (f) 建築後使用されたことのないもの (建築後使用されたことのあるもの) (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等が された家屋で宅地建物取引業者から取得したもの (b) (a) 以外

の規定に基づき、次の家屋がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
家屋番号	
建築年月日	年 月 日
取得年月日	年 月 日
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1)売買 (2)競売